

佐賀県マンション管理計画認定制度に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、佐賀県知事（以下「知事」という。）が行うマンション管理計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

（認定の申請）

第3条 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請（以下、「認定申請」という。）をする者は、当該申請を行う前に、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下、「センター」という。）から法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下、「事前確認適合証」という。）の交付を受け、省令別記様式第1号による申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ事前確認適合証の写しを添えて、センターが提供する管理計画認定手続支援サービス（以下、「システム」という。）を利用し知事に申請を行うものとする。

（認定の更新）

第4条 法第5条の6の規定による更新の申請（以下、「認定更新申請」という。）をする者は、当該申請を行う前に、センターから事前確認適合証の交付を受け、省令別記様式第1号の3による申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ事前確認適合証の写しを添えて、システムを利用し知事に申請を行うものとする。

（認定を受けた計画の変更）

第5条 法第5条の7の規定による認定を受けた管理計画の変更の申請（以下、「変更認定申請」という。）をする者は、省令別記様式第1号の5による申請書に、変更に係る添付書類を添えて、知事に正本及び副本各1通を提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第6条 知事は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下、「認定申請等」という。）が、法第5条の4に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）に副本及び添付資料を添えて、認定申請等をした者に

通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 認定申請等をした者は、知事の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届(様式第2号)により、知事に届け出るものとする。

(軽微な変更)

第8条 認定管理者等は、省令第1条の9に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届(様式第3号)に、変更に係る添付書類を添えて、知事に正本及び副本各1通を提出することができる。

(報告の徴収)

第9条 知事は、法第5条の8の規定による管理の状況に関する報告を求める場合、管理状況報告依頼書(様式第4号)により認定管理者等へ通知をしなければならない。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書(様式第5号)により知事に報告をしなければならない。

(改善命令)

第10条 知事は、法第5条の9の規定による命令をする場合は、改善命令書(様式第6号)により行うものとする。

(管理の取止め)

第11条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の10第1項第2号の規定による管理を取り止める場合は、管理取止め届(様式第7号)により、知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第12条 知事は、法第5条の10第1項の規定により法第5条の4に基づく認定(法第5条の6第2項又は第5条の7第2項において準用する場合を含む。)の取消を行った場合は、認定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(認定管理計画の公表等)

第13条 知事は、認定申請等をする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、知事はセンターと連携して、当該認定管理計画にかかるマンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び知事が付与する認定コードを公表することができる。

2 知事は、法第5条の4の規定に基づく認定(法第5条の6第2項又は第5条の7第2

項において準用する場合を含む。)又は法第5条の10第1項の規定による管理計画の認定の取消しを行ったときは、その旨を管理計画認定マンションの所在する町の町長宛て通知(第9号様式又は様式第10号)により通知するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、管理計画の認定等について必要な事項は、建築住宅課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。